

昭和三十七年十二月十五日発行(但休日におけるときは翌日)
第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◆規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則

規則

第一条 この規則は 看護職員養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金を貸付けることにより、県内の看護職員の充実に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 看護職員 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号以下「法」という。)第二条に規定する保健婦、法第三条に規定する助産婦、法第五条に規定する看護婦又は法第六条に規定する准看護婦をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十七日

(鳥取県知事)

石破二朗

鳥取県規則第六十九号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則

(目的)

イ 法第十九条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する厚生大臣が指定した保健婦養成所をいう。

第七条 知事は、前条の修学資金貸付申請書の提出があった場合においてその内容を審査し、修学資金を貸付けるべきものと認めたときは、貸付けの決定を行ない、申請者、連帯保証人及び看護職員養成施設の長に

(貸付けの決定及び通知)

五 在学する看護職員養成施設の長の修学生推薦調書 (様式第三号)

四 健康診断書

三 許約書 (様式第二号)

二 戸籍抄本

一 履歴書

とする者が未成年者である場合には、そのうち一人は親権者又は後見人でなければならない。

(貸付申請)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書 (様式第一号) に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する看護職員養成施設の長を経て知事に提出しなければならない。

(修学資金の受領書)

第八条 前条の規定による通知を受けた者 (以下「修学生」という。) は、修学資金の貸付けを受けたときは、直ちに受領書 (様式第四号) を知事に提出しなければならない。

(貸付けの打切り及び休止)

第九条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、該当することとなつた日の属する月の翌月分から

修学資金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分としてはすでに貸付けた修学資金があるときは、直ちに返還さるものとする。

一 退学したとき。

二 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。

三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

口 法第二十条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する厚生大臣が指定した助産婦養成所

ハ 法第二十一条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第一号に規定する厚生大臣が指定した看護婦養成所

ニ 法第二十二条第一号に規定する文部大臣が指定した学校又は同条第二号に規定する都道府県知事が指定した准看護婦養成所

(修学資金借受者の資格)

第三条 この規則に定めるところにより、修学上必要な資金 (以下「修学資金」という。) の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をそなえていなければならぬ。

- 一 看護職員養成施設に在学している者であること。
- 二 将来県内において看護職員としてその業務に従事しようとする者であること。
- 三 学業成績優秀で心身ともに健全な者であること。

(修学資金の貸付けについては、無利子とする。)

4 修学資金を支給する期間は、第七条に規定する貸付決定の日の属する月から看護職員養成施設を卒業する日の属する月までとする。

5 修学資金は、毎月一月分づつ支給する。ただし、知事が必要と認めたときは二月分以上を支給することができる。

6 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人以上の連帯保証人をたてなければならない。

7 連帯保証人は、県内に居住し、修学資金を受けよう

(修学資金の額、支給期間及び利子)

第四条 修学資金の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二条第二号イからハまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者 三千円

二 第二条第一号ニに掲げる看護職員養成施設に在学する者 千五百円

第十二条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

一 看護職員養成施設を卒業した日から一年以内（第十三条第一号又は第三号の規定に該当することにより返還が猶予されている場合はその猶予の期間が終了した日）に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る看護職員となり、引き続き三年間県内において当該職員としての業務に従事したとき。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務に従事することができなくなったとき。

三 前項第一号に規定する期間の計算については、看護業務従事期間中に第十三条第一号及び第三号に掲げる理由により、看護業務に従事することができなかつた期間がある場合において当該期間終了後再び看護業務に従事した場合は、後の看護業務従事期間は、前の看護業務従事期間に引き続いたものとみなす。

四 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、

一 県内において引き続き一年以上看護業務に従事したとき。

二 死亡し、又は不具魔疾により、看護業務に従事することができなくなったとき。

4 前項に規定する返還を免除する額については、知事が別に定める。

(返還の債務の履行猶予)

第十三条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するとときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 看護職員養成施設において在学しているとき。

二 看護職員養成施設を卒業した日から一年以内（前号又は次号の規定に該当することにより返還が猶予されている場合はその猶予の期間が終了した日）に当該看護職員となり、県内において当該職員としての業務に従事しているとき。

(返還の債務の履行猶予)

一 看護職員養成施設において在学しているとき。
一 看護職員養成施設を卒業した日から一年以内（前号又は次号の規定に該当することにより返還が猶予されている場合はその猶予の期間が終了した日）に当該看護職員となり、県内において当該職員としての業務に従事しているとき。

がなくなったこと認められたとき。
2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止するものとする。この場合において、休学又は停学期間の月（休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月を除く。）の分としてすでに貸付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として充当するものとする。

用証書（様式第五号）及び修学資金返還明細書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

一 第四条第二項の規定による修学資金の支給の期間が終了したとき。

二 第九条第一項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

（貸付金の返還）

第十一條 修学生は、貸付けが終了した月から「年を経過した月から又は第九条第一項の規定により修学資金の貸付けの打ち切りを受けた日の属する月の翌月から起算して修学資金の支給を受けた月数に相当する期間内（第十三条の規定により猶予された期間がある場合には、その猶予期間を加算した期間内）に一月につき一回の割合で均等額による割賦償還の方法により、貸付金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、返還期日前に貸付金を返還することを妨げない。

（返還の債務の免除）

第三 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保証人変更届（様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

十二、連帯保証人が氏名又は住所を変更したときは、連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第十八号）、連帯保証人は、修学生が死亡したときは死亡届（様式第十九号）を知事に提出しなければならない。

樣式第十七號

九 看護業務を廃止したとき業務廃止届

（樣式第十六号）

八
就業場所を移転したとき
就業場所移転届
(様式第十五号)

七 県内において看護業務に従事したとき 就業届
（表へ記入）

六 卒業したとき 卒業届（様式第十四号）

四
号

附

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

三 災害、労病及びその他止むを得ない理由による修学資金の返還が困難となつたとき。

（学業成績書等の提出）
第十六条 修学生は、毎年学業成績書及び健康診断書を
当する延滞利子を支払わなければならぬ。

条に規定する返還の債務の履行猶予を受けるとする者は、直ちに修学資金返還免除申請書（様式第七号）又は修学資金返還猶予申請書（様式第八号）を知事に提出しなければならない。

(届出)
第十七条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、
直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければ

おいて、その内容を審査し、返還の債務の免除又は履行の猶予を決定したときは、申請者、連帯保証人及び看護職員養成施設の長に対してその旨を通知するものとする。

一 氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更
届
二 修学資金の貸付けを辞退したとき 修学資金辞退
届
三 休学し又は停学の処分を受けたとき 休学又は停
（様式第九号）
（様式第十号）

第十五條 修学生は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延

四、復学したとき　復学届　（様式第十二号）
五、転学又は退学したとき　転学又は退学届

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号

様式第一号の裏

家 庭 状 況					
世帯主氏名		住 所			
職 業		勤務先			
家計の主な収入源					
住居の状況	自家	借家	賃借		
	田				
資 産 状 況	烟				
	果樹園草地				
	山林牧草地				
そ の 他					
前年度同一会計内の総所得額					
の生活保護法適用	有	無	扶助の種類		
受母子福助資金の有無	有	無	扶助の額		
金	円				
他具の修学資			名称		
その他の					
円					
家 族 及 び 所 得					
氏 名	本 人	夫 妻	職 業	年 龄	住 所
	の親類				
備考					

所得のある者については、前年度の所得証明書を添えること。

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号 8

様式第二号

修 学 資 金 貸 付 申 請 書

昭 和 年 月 日

鳥取県知事 謹

本人本籍

申請者現住所

氏 名

修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、關係書類を添えて申請します。

一 貸付希望額 円

二 貸付希望期間 昭和 年 月 分から
昭和 年 月 分まで

三 在学養成施設名

四 学 年

右の申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帶して債務を負担します。

親権者又は後見人 本籍
(連帯保証人) 住 所

年 月 日 生

本人との関係
連帯保証人 本籍
注 住 所

年 月 日 生

本人との関係
本籍
職 業

年 月 日 生

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号

様式第3号

修学生推薦調書

整理番号	推薦順位	人中位	*決定番号
ふりがな 氏名		住 所	
養成施設名	養成施設所在		
入学試験 の総合点	満 点	在学中の成績評点	人中位
	入学者最高得点	一般教養	
	入学者最低得点	専門教養	
	平 均 点	看護学	
	本人得点	衛生学	
本人入学席次			
成績概詳			
行動の記録	自主性	正義感	責任感
	忍耐力	礼儀	公共心
	健康安全の習慣	協調性	指導性
人物概詳			
特 技			
その他推薦の参考事項			

上記の者は人物学業成績共に優秀、身体強健であり貴県の修学生として適當な者と認め推薦します。

昭和 年 月 日

養成施設の長

鳥取県知事 殿

*印は記入しないこと。

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号 10

様式第二号

昭和

鳥取県知事

年

誓

月

約

日

書

本籍地
現住所
氏 殿昭和
年 月

日 生

修学生として採用されたうえは、学業に励み、卒業後一年以内に免許を取得し、県内で看護職員としてその業務に従事することを誓います。

13 昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号

樣式第6号 修学資金返還明細書

決 定 番 号		返 還 総 額
ふりがな 氏 名	年 月 日 生	養成施設名
借受終了期日		借受終了理由卒業・辞退・打切り・死亡・その他の
第1回返還期日		第1回返還額
毎月の返還期日		毎月の返還額
最終会返還日		最終の返還額
返還期間		

借受金額内訳	借受期間	借受月数	借受金額	借受月数	借受金額
	昭和年月から年月まで			昭和年月から年月まで	
昭和年月から年月まで				合計	
昭和年月から年月まで				月	円
昭和年月から年月まで					

本 人	本 籍	戸籍筆頭者		生年月日	職業
	卒業後の連絡先				
	就職内定先又は 進学先の名称及 び所在地				

Digitized by srujanika@gmail.com

連 帶 保 証 人	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日		本人と の結婚	職業
	氏 名			
住 所				
生 年 月 日		本人と の結婚	職業	

受けた修学資金を上記のとおり返還します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 署 修学生氏名

親権者又は後見人民名

(連帶保証人)
連帶保証人氏名

昭和37年12月27日 木曜日 烏取県公報(号外) 第124号 12.

昭和
年
月

烏頭縣志

修學資金貸付
決定番号

卷之三

卷之三

三

ただし
昭和

三

月分賃付金として右領収いたし

連帶保證人本籍
住所

四
名

卷之三

四

修學資金借用証書

和に鳥取県修学生として右の額の修学資金の貸付ける旨
した。ついては、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資
金貸付規則の規定及び返還明細書に従い滞りなく返還します。

01095

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第124号 44

様式第七号

修学資金返還免除申請書

昭和 年 月 日 殿

鳥取県知事

修学生住所

連帯保証人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

次のとおり、修学資金の返還を免除下さるようお願いします。

一 決定番号 第 号

二 借受期間 昭和 年 月 から 年 月 まで

三 借受額 昭和 年 月 から 年 月 まで

四 返還額 昭和 年 月 から 年 月 まで

五 希望の返還免除額

六 理由

様式第八号

修学資金返還猶予申請書

昭和 年 月 日 殿

鳥取県知事

修学生住所

連帯保証人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

次のとおり、修学資金の返還を猶予下さるようお願いします。

一 決定番号 第 号

二 返還期間 昭和 年 月 から 年 月 まで

三 返還額 昭和 年 月 から 年 月 まで

四 返還猶予額 昭和 年 月 から 年 月 まで

五 希望の返還猶予期間 昭和 年 月 から 年 月 まで

六 返還猶予額 昭和 年 月 から 年 月 まで

七 理由

様式第九号

氏名(住所)変更届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学資金貸付決定番号 第 号

(連帯保証人)

次のとおり住所(氏名)を変更いたしましたのでお届けします。

- 一 決定番号 第 号
二 変更事項
旧氏名(住所)
新氏名(住所)

様式第十号

修学資金辞退届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生住所

連帯保証人住所

氏名

左記理由により、修学資金の貸付けを辞退します。
なお、現在まで貸付けを受けた修学資金の借受済期間及び借受額は次のとおりです。

- 一 決定番号
二 在学養成施設名
三 借受済期間 昭和 年 月 分から 年 月 分まで
四 借受額 昭和 年 月 分から 年 月 分まで

休学及び停学届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所 殿

昭和 年 月 日

修学生の住所

氏名

次のとおり復学しました。

左記のとおり休学、停学しました。

一 決定番号 第 号

二 在学養成施設名

三 学 年

四 休学期間

昭和 年 月 日から 日まで

五 理由

六

一 四復学期日 昭和 年 月 日

二 在学養成施設名

三 学 年

四 休学開始期日 昭和 年 月 日

学年

注 看護職員養成施設の長の復学証明書を添えること。

転学及び退学届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所 殿

鳥取県知事

修学生 住所 殿

修学生 住所 殿

左記のとおり退学しました。

なお修学資金は昭和

まで貸付けを受けております。

年 月 分から昭和 年 月 分

一 決定番号 第

二 転学時の養成施設名

三 退学時の学年

四 退学期日

五 転入学期日及び学年

七 理由

右のとおり相違ありません。

養成施設の長

卒業届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

修学生 住所 殿

修学生 住所 殿

修学生 住所 殿

左記のとおり卒業しましたのでお届けします。

一 決定番号

二 養成施設名

三 卒業年月日

様式第十九号

死 亡 届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

連帯保証人 住所 氏名

左記の連帯保証人が死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届けします。

お届けします。

氏名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町
印刷所 鳥取県鳥取市東町
鳥取県印刷所

様式第二十号

保証人変更届

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

修学生 住所 氏名

左記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。

一 旧保証人 住所 氏名

二 新保証人 本籍 氏名

三 新保証人と本人との続柄

生年月日

職業

四 変更年月日

五 変更の理由

修資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名